

成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、麻生美容専門学校(以下「本校」という)学則第12条に基づき、試験(定期試験、追試験、再試験をいう。以下同じ。)及び成績に関し必要な事項を定める。

(成績評価)

第2条 授業科目に対する成績評価は、予め授業計画(以下、シラバスと言う。)等で周知している評価方法により、シラバス等で示した学習目標(到達目標)につき、試験のほか、その他の適切な方法により行う。

- 2 試験は、筆記若しくは実技試験、又はこれらの併用により、原則学期末(前期・後期)に期日を定めて行う。但し、校長が教育上必要と認めるときは、当該授業科目の開講期間内に試験を行うことができる。
- 3 第1項に規定するその他の適切な方法とは、当該授業科目の開講期間中に随時行うテスト、発表又はその授業についてのレポート・報告書・作品などの提出をいう。
- 4 授業科目の成績評価は、課目担当者又は課目責任者が、授業科目の開講期間終了時に前項までの規定による評価点によって行う。
- 5 一の授業科目が複数のプログラムで構成される課目の成績評価については、構成するプログラムそれぞれの観点で算出した評価点をそれぞれのコマ数に応じて按分合計した評価点によって行う。
- 6 開講期間が通年の授業科目の成績評価を行うときは、原則各学期の評価点を通算する。

(成績評価基準)

第3条 成績評価は、前条の評価点をもって行い、特に定めがない場合、100点法により評定する。100点を満点として次項に示す点数の区分によりS・A・B・C・Dの標語をもって示し、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 各標語の評価基準は次のとおりとする。
 - S: 課目に対する理解及び日常の学習態度が優秀である者(90点～100点)
 - A: 課目に対する理解及び日常の学習態度が良好である者(80点～89点)
 - B: 課目に対する理解及び日常の学習態度が普通である者(70点～79点)
 - C: 課目に対する理解及び日常の学習態度がやや劣る者(60点～69点)
 - D: 課目に対する理解及び日常の学習態度が劣る者(60点未満)
- 3 前項までに規定する成績評価がそぐわない授業科目の成績評価は、合格「R」又は不合格「D」とする。
- 4 授業科目の再履修により得た評価点が合格の区分に該当する場合は、その標語をもつ

て以前の不合格の標語に代える。

(定期試験)

第4条 定期試験は、定期試験規程に基づき行う。

(追試験)

第5条 追試験は、定期試験規程に基づき行う。

2 追試験受験の得点を評価点として、該当する授業課目の成績評価を行う。

(再試験)

第6条 再試験は、定期試験規程に基づき行う。

2 再試験を受験し60点以上の点数を得た場合は、定期試験での評価点に関わらず、当該授業課目の評価点を60点とし、成績評価の標語はCとする。60点未満の場合は定期試験での評価点といずれか高い点数をもって評価点とし、成績評価の標語はDとする。

3 定期試験規程に基づき再々試験を実施した場合の当該授業課目の評価点及び成績評価については第2項を適用する。

附則

この規程は、2026年4月1日より施行する。